

事業主・加入者の皆さまへ



0011

年に一度の再確認に
ご協力ください。

被扶養者資格の 再確認とご提出のお願い

保険給付の適正化と無資格受診の防止を図るために、協会けんぽでは、健康保険の被扶養者になっている方の資格確認(被扶養者資格の再確認)を毎年度実施しています。これは、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の通知に基づき実施するものですが、皆さまの保険料額の算出にもつながる大変重要な確認となります。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

ご協力ありがとうございました

令和4年度実施により
扶養解除となった人数

約**7.8**万人

(令和5年3月31日時点)

本リーフレットとともにお送りしているもの

被扶養者状況リスト

変更状況に関わらず
必ず提出
(毎年提出)

**提出
しない**

被扶養者現況申立書

確認区分が
「別居」「要同居」「海外在住」で
被扶養者資格を
継続する場合
必ず提出
(毎年提出)

被扶養者調書兼異動届 (解除用)

被扶養者資格を
解除する場合
提出

返信用封筒



※各種書類の
添付が必要です

→ P.4~6

※画像はイメージです。

! 各提出書類は、変更・異動の有無にかかわらず **毎年ご提出** ください。

提出期限：**令和5年12月8日(金) 必着**



資格確認の対象となるのは令和5年9月16日現在の被扶養者の方です。ただし、下記の①、②に該当する方を除きます。

① 令和5年4月1日時点において18歳未満の方 ② 令和5年4月1日以降に被扶養者となった方

※上記①、②に該当する方についても、被扶養者状況リストに印字されていますが、再確認の必要はありません。(備考欄に「確認不要」と表示しています。)

お問い合わせ

被扶養者状況リスト等の
記入方法について

専用ダイヤル(令和5年12月20日まで)

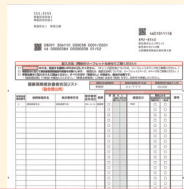
0570-023-123

受付時間 月~金曜日
8:30~17:15 ※土・日・祝日は除く

確認の流れ

「被扶養者状況リスト」をご確認いただき

下記の流れで確認・記入・提出をお願いします。



1

リスト確認

要件確認

まず**確認区分**に

誤りがないことを確認します。

※記載されている確認区分が現況と相違する場合は**二重線で抹消して**、正しい確認区分をご記入ください。

確認区分について

→ P.3 (右面) をご覧ください

被扶養者一人ひとりについて、

区分に応じた**認定要件**を満たしているか

確認のうえ、**提出書類**を用意します。

認定要件の確認と提出書類

→ P.4~6 (中面) をご覧ください



健康保険被扶養者状況リスト
(協会提出用)

被保険者整理番号	被保険者氏名	被扶養者氏名	被扶養者生年月日	続柄	変更なし		確認区分		解除となる		備考
					被保険者と別居している	海外に在住している	同居	同居 別居	被扶養者調査兼異動届を添付	日本年金機構へ届出済	
1	健保 太郎	健保 一郎	S25. 1. 1	父	<input checked="" type="checkbox"/>		同居	同居	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1		健保 花子	S56. 12. 12	配偶者	<input checked="" type="checkbox"/>		同居	別居	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1		健保 三郎	R1. 9. 10	子	☑	☑	☑	☑	☑	☑	確認不要
2	協会 太郎	協会 二郎	H3. 5. 4	その他	<input type="checkbox"/>			要同居	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	健康 大輔	健康 愛子	S35. 12. 12	配偶者	<input type="checkbox"/>			資格重複	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3		健康 誠	S62. 7. 4	子	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		判定不能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4	健保 京子	健保 恭平	H2. 10. 5	子	<input checked="" type="checkbox"/>			海外在住	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5	健康 厚子	健康 翔太	S55. 11. 11	配偶者	<input type="checkbox"/>		同居		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

2

記入

確認の結果、認定要件を満たしている方は、**「変更なし」欄**にチェックします。

確認区分が「判定不能」の場合で確認の結果「変更なし」欄にチェックするときは

被扶養者が**「被保険者と別居している」**または**「海外に在住している」**場合は、追加でチェックしてください。

※チェックボックスは、確認区分が「判定不能」の方にのみ印字しています。

確認不要と記載のある方、リストに記載のない方は確認・記入不要です。

3

記入

認定要件を満たさなかった方は、**「解除となる」欄**の該当する欄にチェックします。

※被扶養者異動届の決定通知書がお急ぎで必要な場合、「被扶養者調査兼異動届」を添付せず健康保険被扶養者(異動)届を日本年金機構へ届けてください。

4

記入

事業主欄に記入します。

※被扶養者状況リストが複数枚ある場合、2枚目以降の事業主欄は記入不要です。

令和5年9月16日時点

事業主欄	事業所所在地	〒123-4567 東京都千代田区〇〇1-2-3
	事業所名称	協会けんぽ株式会社
	事業主氏名	協会 太郎
	電話番号	03-0000-0000

5

提出

記入済みの**被扶養者状況リスト (協会提出用)**と各**提出書類**を返信用封筒に入れて郵送します。

※被扶養者状況リストの2枚目の複写は事業主さまの控えとなります。返送しないようご注意ください。

提出期限

令和5年
12月8日(金)
必着

確認区分について

被扶養者状況リストに記載の「確認区分」は、

令和5年5月10日～7月28日に実施したマイナンバー情報照会に基づく判定結果です。

- マイナンバー情報照会以降に転居や退職などで異動があった場合、確認区分の判定が現況と相違することがあります。大変お手数ですが、区分を訂正のうえ、訂正後の区分に応じた確認・提出を行ってください。
- 退職された方が記載されている場合、被扶養者状況リスト上での処理は不要ですが、資格喪失の手続きがお済みでなければ必ず日本年金機構へ届け出てください。

確認区分	確認・提出内容		確認区分
① 同居	被保険者と国内で同居していると判定された方	→ P.4	同居
② 別居	同居が認定要件ではない続柄で被保険者と別居していると判定された方	→ P.4	別居
	※世帯分離等で世帯が異なる場合、実態が同居であっても「別居」として判定されます。「同居」に訂正し、「同居」区分の確認・提出を行ってください。	→ P.4	同居
③ 要同居	同居が認定要件となる続柄で被保険者と別居していると判定された方 実態が同居でなければ扶養解除となります。 ※世帯分離等で世帯が異なる場合、実態が同居であっても「要同居」として判定されます。「要同居」区分の確認・提出を行ってください。	→ P.5	要同居
④ 海外在住	海外在住であると判定された方	→ P.5	海外在住
⑤ 資格重複	健康保険の資格が重複していると判定された方 ご自身で他の健康保険等に加入している可能性があります。 例) 被扶養者が就職し、健康保険組合等の被保険者としての資格を有しているが、扶養解除の手続きを行っていない。 例) 新たに被扶養者となったが、以前加入していた他の健康保険等を脱退していない。	→ P.6	資格重複
⑥ 判定不能	マイナンバーによる情報照会ができなかった方 例) 協会でマイナンバーを保有できていない。 例) 情報照会先の市区町村から回答を得ることができなかった。	→ P.6	判定不能

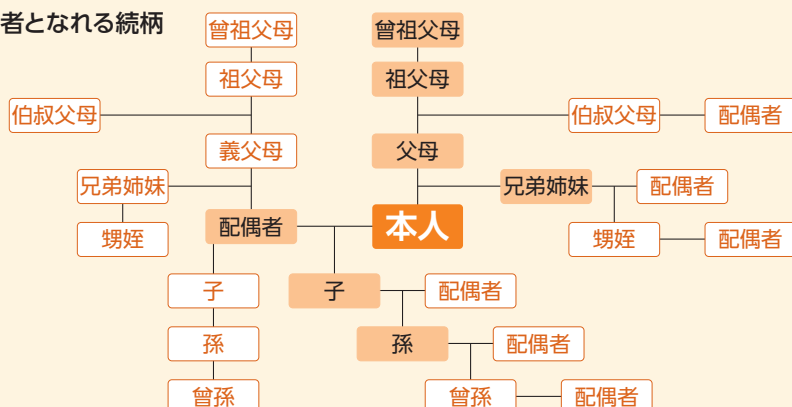
同居が認定要件となる続柄

右図 の続柄の方は、被保険者と同居していることが、被扶養者認定要件となります。

の続柄の方は、別居していても被扶養者となることができます。



被扶養者となれる続柄



認定要件の確認と提出書類

確認区分



同居

確認 被扶養者の年収★が**130万円未満***1で、かつ**被保険者の年収の半分未満***2ですか？

- *1 被扶養者が60歳以上または障害者（障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者）の場合は「180万円未満」となります。
- *2 被扶養者の年収が被保険者の年収の半分以上であっても、130万円未満で被保険者の年収を上回らない場合は、総合的に判断し、被扶養者と認められる場合があります。

はい

いいえ

提出書類

被扶養者状況リスト

協会提出用



「変更なし」に

⑨ 2枚目は事業主控えです

被扶養者状況リスト（協会提出用）以外の書類の添付は不要です。

認定要件を満たさないため、扶養解除を届け出てください

扶養解除の提出書類 → P.7

確認区分



別居

確認 被扶養者の年収★が**130万円未満***1で、かつ**被保険者からの仕送り（援助）額より少ない**ですか？

- *1 被扶養者が60歳以上または障害者（障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者）の場合は「180万円未満」となります。

はい

いいえ

提出書類

被扶養者状況リスト

協会提出用



⑨ 2枚目は事業主控えです

「変更なし」に

被扶養者現況申立書



仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類

学生は省略可

確認書類例

送金者名・受取人名・仕送り額が確認できる預金通帳の写しや振込明細書／現金書留の控えの写し 等

学生の場合、仕送りの確認書類の提出は省略できますが、被扶養者現況申立書については、収入や仕送り額等の必要事項を記載のうえ、提出が必要です。またその際、職業欄に学生である旨（例：大学●年生、専門学校●年生）を記載してください。

認定要件を満たさないため、扶養解除を届け出てください

扶養解除の提出書類 → P.7

★被扶養者の年収とは？

給与収入、事業収入、地代・家賃収入などの財産収入、老齢・障害・遺族年金などの公的年金、雇用保険の失業給付、健康保険の傷病・出産手当金のことをいいます。

給与所得者の場合 総収入額を年収とします。 自営業者の場合 年間総収入から直接的経費*を差し引いた額とします。

*直接的経費とは、その経費がなければ事業が成り立たない経費（例：製造業における原材料費、小売業における仕入れ費）であり、それ以外の費用（例：公租公課、宣伝費）は差し引くことはできません。

確認区分



要同居

確認 実態として被保険者と同居していますか？（世帯分離等で被保険者と世帯が異なっていますか？）

はい

いいえ

提出書類

被扶養者状況リスト 被扶養者現況申立書 被保険者の住民票 被扶養者の住民票

協会提出用

注 2枚目は事業主控えです

「変更なし」に

認定要件を満たさないため、
扶養解除を届け出てください

扶養解除の提出書類 → P.7

確認区分



海外在住

確認 下記「海外特例要件」のいずれかに該当しますか？

海外特例要件	証明書類
① 外国において留学をする学生 (留学)	査証 (ビザ)、学生証、在学証明書、入学証明書の写し
② 外国に赴任する被保険者に同行する家族 (同行家族)	査証 (ビザ)、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する家族 (特定活動)	査証 (ビザ)、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 被保険者が海外に赴任する間に当該被保険者との身分関係が生じた家族 (海外婚姻等) (被保険者が海外赴任中に結婚した配偶者、生まれた子どもなど)	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ 上記①～④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる家族	個別に判断

はい

いいえ

提出書類

被扶養者状況リスト 被扶養者現況申立書

上記に記載の証明書類

※被保険者と別居の場合のみ
仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類

外国語の場合は
翻訳文も添付

注 2枚目は事業主控えです

「変更なし」に

確認書類例

送金者名・受取人名・仕送り額が確認できる預金通帳の写しや振込明細書／現金書留の控えの写し 等

認定要件を満たさないため、
扶養解除を届け出てください

扶養解除の提出書類 → P.7

※海外に居住している被扶養者は、今回の被扶養者資格再確認とは別に日本年金機構（事務センター）に海外特例の届出が必要です。未届の場合は、届出をお願いします。なお、届出が行われない場合、海外在住の被扶養者のうち、国民年金第3号被保険者（厚生年金保険に加入している会社員の配偶者）については、日本年金機構において、健康保険被扶養者及び国民年金第3号被保険者の資格を職権により喪失する場合があります。詳しくはP.8「よくあるご質問」Q7をご覧ください。



確認区分



資格重複

確認 ▶ ご自身で他の健康保険等に加入していませんか？下記のケースが多くなっています。

被扶養者が就職し、健康保険組合等の被保険者としての資格を有しているが、扶養解除の手続きを行っていない。

扶養を解除する

扶養解除の提出書類を届け出てください。

扶養解除の提出書類 → P.7

新たに被扶養者となったが、以前加入していた他の健康保険等を脱退していない。

他の健康保険等の脱退手続きをする

下記の確認区分「判定不能」を参考に、現況に該当する確認区分の確認・提出を行ってください。

資格の重複が確認できない場合

令和5年5月10日～7月28日(マイナンバー情報照会期間)以降に資格重複が解消した場合は、被扶養者状況リストの区分を訂正のうえ、下記の確認区分「判定不能」を参考に、現況に該当する確認区分の確認・提出を行ってください。

確認区分



判定不能

下記を参考に、現況に該当する確認区分の確認・提出を行ってください。

確認 ▶ P.3「被扶養者となれる続柄」の に該当しますか？

はい

被保険者と同居していますか？

はい

同居

いいえ

国内在住ですか？

はい

別居

いいえ

海外在住

いいえ

被保険者と同居していますか？

はい

被保険者と同一の世帯ですか？

はい

同居

いいえ

要同居

認定要件を満たさないため、扶養解除を届け出てください

扶養解除の提出書類 → P.7

確認区分

扶養解除の提出書類

確認 扶養解除を日本年金機構に手続き済みですか？

はい

健康保険被扶養者(異動)届を日本年金機構へ直接届け出ていただき、協会けんぽには被扶養者状況リストのみ提出してください。

いいえ

確認 お手続きをお急ぎですか？
(通常、提出から決定通知書の送付まで1~2ヶ月かかります)

はい

いいえ

提出書類

被扶養者状況リスト

協会提出用

②2枚目は事業主控えです

「日本年金機構へ届出済」に

提出書類

被扶養者状況リスト

協会提出用

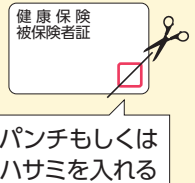
②2枚目は事業主控えです

「被扶養者調書兼異動届を添付」に

被扶養者調書兼異動届



解除となる方の保険証



保険証を紛失した場合は「健康保険被保険者証回収不能届」を下記よりダウンロードし、添付してください。なお後日、保険証が見つかった場合は協会けんぽへ返却をお願いします。

「健康保険被保険者証回収不能届」のダウンロードは

日本年金機構 健康保険被保険者証回収不能届

検索



協会けんぽからのお知らせ

医療機関等の受診にはマイナンバーカード！

～マイナンバーカードで受診するとこんなにもメリットが～

より良い医療が可能に！

- 初めての医療機関等でも、過去に処方されたお薬や特定健診のデータが医師等と共有できる！（本人の同意が必要です）
- 自分の体についてのデータを見たうえで診療・薬の処方をしてもらうことができ、より良い医療が受けられます。
- 旅行先や災害時でも、お薬等のデータが連携されます。

各種手続きが便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき医療費控除の確定申告が簡単。
- マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関等では、「限度額適用認定証」がなくても、自己負担限度額を超える支払いが免除されます。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
(新しい保険者によるマイナンバーの資格登録が必要です。)

まだ、マイナンバーカードの健康保険証利用のお申込がお済みでない方は、是非ともこの機会にお申込をお願いいたします！※1

マイナンバーカードの健康保険証利用のお申込みについて

医療機関・薬局で

医療機関・薬局の顔認証つきカードリーダーから申し込めます



スマホから

下記3つを準備

- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバーカード読取対応のスマホ
- ③アプリ「マイナポータル」のインストール

- STEP1 「マイナポータル」を起動する。
- STEP2 「申し込む」をタップする。
- STEP3 利用規約等に同意する。
- STEP4 マイナンバーカードを読み取る。

マイナポータル

iPhone

Android



セブン銀行ATMで

必要なものはマイナンバーカードのみ！

ATM画面

マイナンバーカードでの手続き

健康保険証利用の申込み



なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合は、上記お申込だけでなく、オンライン資格確認等システムにデータ登録が完了している必要があります。詳しくは、協会けんぽホームページよりご確認をお願いいたします。※2

※1 マイナンバーカードの健康保険証利用申込について
(厚生労働省)



※2 マイナンバーカードの健康保険証登録情報の確認について
(協会けんぽ)





Q1 本人への確認は どのように行えばよいですか。	A1 ▶ 事業主様から被保険者の方に対して、文書または口頭によりご確認をお願いします。 文書により確認する場合、協会けんぽホームページに掲載している「健康保険被扶養者 資格再確認調査票」をご利用ください。
Q2 被扶養者状況リストの続柄欄に 「その他」と記載されているのですが、 具体的にどのような続柄なのか。	A2 ▶ 「配偶者、子、孫、(義)父、(義)母、祖父、祖母、曾祖父、曾祖母、兄弟姉妹」以外の続柄 を「その他」と記載しています。
Q3 被扶養者の氏名や続柄等、 リストの記載内容に誤りがあるので 訂正してほしいのですが。	A3 ▶ 協会けんぽでは、氏名や続柄等を訂正することはできません。お手数ですが、氏名等の 訂正については、事業所管轄の日本年金機構(事務センター)へお手続きをお願いいた します。
Q4 別居している被扶養者がいますが、 なぜ仕送りを行っていることの 確認が必要なのか。	A4 ▶ 被扶養者と認められるには、主として被保険者の収入によって生活が成り立っている ことが必要です。同居の場合と異なり、別居の場合は被保険者と被扶養者の生計が 同一ではないため、被扶養者の生活が主に被保険者の収入(仕送り)によって成り立っ ていることを確認する必要があります。仕送りをしていない、被扶養者本人の収入より も仕送り額が少ないなどの場合は、主として被保険者の収入によって被扶養者の生活 が成り立っているとはいえないため、被扶養者として認められないこととなります。
Q5 仕送りの確認のために、預金通帳の 写しを提出しますが、仕送りと関係の ない箇所は見られたくありません。	A5 ▶ 仕送りの確認書類として預金通帳の写し等を提出する場合、仕送りと関係のない箇所 についてはマスキング(黒く塗りつぶす等)してください。
Q6 昨年の被扶養者資格再確認のときに、 海外特例の確認書類を提出したのです が、再度確認書類の提出は必要ですか。	A6 ▶ 被扶養者の資格確認は毎年度行うこととしているため、昨年度、海外特例に該当する ことを確認した場合であっても、改めて確認書類の提出をお願いいたします。
Q7 被扶養者が 海外に在住しているのですが、 協会けんぽの被扶養者資格再確認 以外に、何か手続きは必要ですか。	A7 ▶ 次に該当する場合は、今回の確認とは別に日本年金機構(事務センター)へお手続きが必要です。 ① 海外特例に該当するため、被扶養者のままとするが、日本年金機構へ海外特例要件 の届出を行っていない場合 ⇒健康保険被扶養者(異動)届の海外特例要件のお手続き ② 海外特例に該当せず、扶養解除となる方が配偶者(国民年金第3号被保険者)である場合 ⇒国民年金第3号被保険者関係届の資格喪失のお手続き ※詳しくは、日本年金機構へお問い合わせください。
Q8 新型コロナウイルスの感染症対応に より、一時的に収入が増加し、年収が 130万円を超えてしまいました。 この場合、扶養解除となりますか。	A8 ▶ (新型コロナウイルス感染症対応に限らず)収入については、被扶養者の過去の収入、現 在の収入、将来の収入見込み等から、今後1年間の収入を見込んで算出することになっ ています。このため、諸事情により一時的に収入が増加した場合でも、今後1年間の収入が 130万円未満(60歳以上または障害者(障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者) の場合は180万円未満)になると見込まれる場合は、引き続き被扶養者と認定されます。
Q9 被扶養者状況リスト等を 提出した場合、後日、結果通知は 送られてくるのですか。	A9 ▶ 被扶養者調査兼異動届を提出した場合(扶養解除となる場合)を除き、結果通知は送 付しませんので、ご了承ください。なお、被扶養者状況リストの2枚目は事業主さまの 控えとなりますので、提出せずに保管をお願いいたします。